



## 県の感染拡大防止対策を踏まえた市の対応方針について

3月18日に開催した松戸市感染症対策本部会議の開催結果等を踏まえて、本市の対応方針を以下のとおり決定しました。

### ●市の対応方針 別紙1

#### 【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市健康福祉部健康福祉政策課 ☎047-704-0055

FAX047-704-0251 ✉mckenhuku@city.matsudo.chiba.jp

## 県の感染拡大防止対策を踏まえた市の対応方針

(令和4年3月18日)

- 国や県の動向を踏まえ、本市の対応方針は以下のとおりとする。

### (1) 市民の皆様へ協力を求めるもの

◆混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控えるよう求める。

- ・高齢者や基礎疾患のある方は、いつも会う人と少人数で会う等、感染リスクを減らす行動を心がける
- ・帰省や旅行など都道府県間の移動は、「3つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動は控える

※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものは対象外とする。

◆飲食時は、お店から求められる感染防止策への協力を求める。

- ・飲食は、黙食を基本とし、会話をする際は、必ずマスク（不織布マスクを推奨）を着用
- ・1テーブル4人を基本として、広さに応じて、一定の距離等を確保できる人数とするよう求める。
- ・換気が良く、座席間の距離が確保されているまたは適切な大きさの亚克力板等が設置されている店を選ぶ
- ・食事は短時間で深酒をせず、大声を出さない
- ・箸やコップは使いまわさない
- ・手指消毒を徹底
- ・感染防止策について県が認証・確認している「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」を利用
- ・自宅等で同居家族以外の方が集まって飲酒をするいわゆる「宅飲み」や飲酒を伴わないホームパーティ等においても、飲食時の注意を守る
- ・花見時期における県・市管理の屋外施設での宴会（お酒を伴う飲食）は控える

## (2) 事業者の皆様へ協力を求めるもの

- ◆出勤者数の削減の目標を定め、テレワークの活用を推進するとともに、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を推進するよう求める。
- ◆職場・寮における感染防止策を徹底するよう求める。
- ◆従業員に対し、基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけ、特に、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう求める。

## (3) 催物(イベント等)の開催に関する協力依頼

- ◆催物等の参加上限人数は、千葉県が示す要件に合わせるよう求める。  
＜千葉県が示す要件＞
  - ① 感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合
    - ・人数上限：収容定員まで
  - ② ①以外の場合
    - ・収容率：100%（大声なし）または50%（大声あり）かつ人数上限5,000人または収容定員の50%以内のいずれか多い方※感染防止安全計画は、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントを対象にイベント開催時に必要な感染防止策を着実に実施するために策定して提出してもらうもの。また、感染防止安全計画が策定されているイベントは「大声なし」の担保が前提

## 引き続き、市民・事業者等へ協力を求めるもの

### (1) 市民の皆様への基本的な感染症対策の協力依頼

- ・こまめな手洗い・マスクの着用・人と人との距離をとること・換気・3つの密の回避について引き続き協力を求める。

### (2) 事業者の皆様への協力依頼

- ・「3つの密」を避けるような対策を講じるよう求める。
- ・職場や店舗等に関して、千葉県作成「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドライン等（内閣官房ホームページに掲載）を確実に実践し、感染拡大防止策を徹底するよう求める。

※ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底

## 市の所管事業の対応

### (1) 市公共施設について

- ・市公共施設の開館時間は、原則21時までとする。  
ただし、施設の利用状況等を考慮し感染リスクが高いと判断した場合は、21時以前に閉館するなど柔軟な対応を行う。

### (2) 市主催イベント・集会について

- ・イベント・集会の開催については、千葉県が示す開催制限の基準を遵守のうえ、感染防止対策に細心の注意を払って行う。

### (3) 市が後援等をするイベント・集会について

- ・市主催イベント・集会の取扱いを鑑みた慎重な対応を求める。

### (4) 市職員の勤務体制について

- ・公共交通機関を利用する職員等を対象とした時差出勤を継続する。
- ・市の職員は、新型コロナウイルス感染症対応の業務を担っているため、通常勤務体制を基本とするが、保育所等や学校の休校等により、子の世話をを行うためやむを得ない場合や、妊産婦であって本人からテレワークを希望する旨の申し出があった場合は配慮する。また、市民サービスへの影響が極力ない範囲で所属業務の優先度合を判断し、「テレワーク」「バックアップオフィス」等を活用する。
- ・カウンターのシート設置、机間の間仕切り設置、換気の徹底等の感染防止対策を継続する。

### (5) 市立学校について

- ・児童生徒の健康安全を第一に考え、本市の「学校における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に従って感染リスク低減に取り組み、感染の状況を見据えながら、これまで同様に慎重な対応を継続する。

## 上記対応の周知方法

- ・各部が所管するあらゆる発信ツール、関係団体を活用して周知する。